

加盟店規約

株式会社アイ・サポート（以下「当社」という。）と（以下「加盟店」という。）は、顧客と信用販売を行う取引（以下「本制度」という。）に関して次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、包括信用購入あっせん等を営む当社が、加盟店から商品等の販売を受けようとする顧客に対してカードによる信用販売の便宜を提供することを目的とします。

第2条（秘密の保持と協力義務）

加盟店は、当社との業務上の知り得た秘密を守り、本制度が円滑に運用されるようお互いに協力するものとします。

第3条（定義）

1. 加盟店とは、本規約を承認のうえ当社に加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
2. 会員とは、カード会員規約を承認のうえ当社に入会を申込み、当社が入会を認めた日本国内に居住する個人をいいます。
3. カードとは、当社が作成発行し会員にその証として貸与したクレジットカードをいいます。
4. 信用販売とは、本規約に基づき、加盟店が会員に対して商品・権利の販売またはサービス、役務の提供（以下、商品、権利、サービス及び役務を総称して「商品等」という）を行う場合に、加盟店が会員から当該商品等代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売・提供することをいいます。
5. 信用照会端末機とは、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等、カードの有効性を照会するためのカード信用照会端末機をいいます。
6. 売上票とは、当社が加盟店に交付する加盟店が信用販売した際に作成する商品等代金額等当社所定の事項を記入する帳票をいいます。

第4条（加盟店及び取扱要領）

1. 加盟店は、本規約に定める信用販売を行う店舗・施設（以下「取扱店舗」という。）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のない取扱店舗で信用販売はできないものとします。
2. 加盟店は、店舗内外の公衆の見やすいところに当社の定める加盟店標識を掲示するものとします。
3. 加盟店は、当社から直接交付を受けた「売上票」を用いるものとし、他社の売上票の流用や交付を受けた売上票を他に譲り渡す等の行為を一切しないものとします。
4. 加盟店はカードの型式・内容について、予め当社より通知されたものを有効として扱うものとします。
5. 加盟店は、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）等、当社が認めた端末機（以下「端末機」という。）を使用して信用販売を行う場合は、当社所定の取扱方法に従うも

のとします。

6. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売を求められた場合には、次の要領で取扱うものとします。

- ① カードの真偽、有効期限、及び無効カード通知の有無につき、そのカードが有効であることを確認するとともに当社の承認を得るものとします。
- ② カード又は売上票が汚損又は破損し、記載事項が不鮮明なものは取扱できないものとします。又、売上票の金額訂正はできないものとします。
- ③ 不審と思われる購入申込があった場合は、その旨を当社に通知し当社の承認を受け、その承認番号を売上票に記載するものとします。
- ④ 売上票にカード記載の会員番号・会員氏名・カード有効期限等当社指定の事項を当社所定の方法により売上票に記載し、売上日付・商品名・金額等当社所定の事項を記入の上、会員の署名を求めるものとします。その際、署名がカード記載のものと同様であることを、カード提示者がカード記載の本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認の上信用販売を行うものとします。
- ⑤ 売上票の控えを当該会員に交付するものとします。

第5条 (無効カード取扱)

加盟店は、次の場合は、その提示者に対しての信用販売を拒絶し、当該カードを回収・保管の上、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

- ① 当社から無効とする旨の通知を受けたカードを提示された場合
- ② 偽造・有効期限超過、その他無効カードを提示された場合

第6条 (差別待遇の禁止)

1. 加盟店は、当社の会員に対する信用販売の際、現金販売の場合と異なる代金を請求したり、又は異なる取扱を行わないものとします。
2. 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し、その取扱を拒絶し、又は現金払い等を要求することはできないものとします。

第7条 (円滑な信用販売および法令等の遵守)

1. 加盟店は、本契約に基づく信用販売に関し、顧客に対して掲示する広告その他の書面並びに信用販売の方法について、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、景品表示法、個人情報保護法その他本契約や法令等を遵守するものとします。
2. 加盟店は、当社の規則、実行計画その他実務上の指針等をふまえて、以下の各号記載の事項を含む信用販売の方法等についての基準を定めたときは、当該基準を遵守の上で信用販売を行うものとします。なお、当社は、当該基準を加盟店に通知、または当社のホームページへの掲載その他合理的方法により公表します。

- ① カード番号等の管理に必要な情報セキュリティの基準。
- ② 前号の基準を満たすために必要な措置。
- ③ カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な基準。
- ④ 前号の基準を満たすために必要な措置。
- ⑤ その他当社が必要と認めた事項。

3. 当社は、加盟店の行う信用販売について顧客等から苦情があった場合、その他当社が必要と認めた場合には、その信用販売が当社に届け出たところから従って行われているか否か、その信用販売方法等が法令等に適合しているか否か適宜調査することができるものとします。
4. 当社は、加盟店の行う信用販売について加盟店の取扱商品等または信用販売方法等が本規約に基づく信用販売として不相当と判断した場合、加盟店のセキュリティ保持の措置を不相当と判断した場合、または、顧客等からの苦情対応のため必要と判断したときは、加盟店に対しこれらの変更・改善等の措置を請求できるものとし、加盟店は、当社から請求があった場合、直ちに変更・改善の措置を執るとともにその結果を当社に報告するものとします。
5. 前項の加盟店による変更・改善の措置が執られるまでの間は、当社は信用販売を禁止等し、または、これとともに信用販売に係る代金の立替払いを留保することができるものとします。なお、留保金には利息を付さないものとします。

第8条（売上金額の集計及び立替払い）

1. 当社は、顧客が加盟店に支払うべき商品・役務（以下「商品等」という）代金を、顧客に代わって加盟店に立替払いするものとします。
2. 加盟店は、前項に基づく売上を毎月末日に締切り、当社宛請求するものとします。
3. 当社は、前項の当該立替払金額から、第9条・第10条の各手数料、その他当社に対する一切の債務を差し引いた金額を締切日の属する月の翌月 〇 日に下記加盟店指定口座に振り込みの方法により支払うものとします。ただし、当該日が金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とします。

【加盟店振込口座】

〇〇銀行 〇〇〇〇支店
〇〇〇〇〇〇〇 1 2 3 4 5 6 7
名義 〇〇〇〇〇〇〇〇

4. 加盟店は、信用販売を行った日から2カ月以上経過した売上票に基づく立替金の支払を請求できないものとします。

第9条（加盟店手数料）

加盟店は、当社に対して 〇 〇 %の加盟店手数料を支払うものとします。加盟店手数料は、信用販売額に料率を乗じた額とし、支払済みの加盟店手数料はいかなる場合においても返還されないものとします。

第10条（振込手数料）

加盟店は、当社に対し、当社所定の振込手数料を支払うものとします。

第11条（商品の所有権移転）

1. 加盟店が顧客に信用販売を行った商品の所有権は、第8条に基づき当社から加盟店に立替払いが行われたときに加盟店から当社に移転するものとします。但し、第12条、第15条等により支払いが取消された場合、当該商品の所有権は加盟店が立替金を当社に返還したときに加盟店に復帰するものとします。

2. 加盟店が、偽造、変造、模造されたカードの使用、第三者によるカードもしくはカード番号等の使用等により、顧客本人以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し立替払いを行った場合には、商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項但し書の規定を準用するものとします。
3. 信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社が必要と認めるときは、当社は加盟店に通知して、もしくは通知することなく、加盟店に代わって商品を回収することができるものとする。

第12条（キャンセル処理）

1. 顧客から信用販売の取消、クーリングオフ、商品等の返品、変更等の申し出（但し、第22条第1項を理由とする申し出を除く）があり、加盟店がこれを受け入れる場合には、当社の承認を得た上で加盟店が商品等を受領した日を返品日とし、直ちに売上票に必要事項を記入して、当社宛提出するものとします。
2. 当社は、前項の売上票を受領したときは、直ちに加盟店に対し当該売上票に係わる立替金の支払いを停止するものとします。又、立替金が既に加盟店に支払済の場合は、加盟店は当社所定の方法により直ちに当該立替金を返還するものとします。また、当社は、次回以降の支払予定の信用販売代金よりこれを差引くことができるものとします。なお、当社において当該代金が差引くべき金額に足りないときは、加盟店は当社の請求によりその不足分を支払うものとします。

第13条（健全な販売に関する責任）

加盟店は、下記に該当する不正・不健全な販売をしてはならないものとし、係る事態が発生した場合は、当社が直ちに加盟店に対する全ての支払いを拒絶しても異議ないものとします。又、代金が支払済みの場合には、加盟店は当社に対し、直ちに当該代金を返還するものとします。

- ① 二重売上
- ② 架空売上
- ③ 売上代金の水増しによる売上
- ④ 1回の取引を複数に分割しての売上（代金の一部を他の信販会社に申し込むことを含む）
- ⑤ 過去の売掛代金清算のための売上
- ⑥ 不実記載の申込による売上
- ⑦ 他人名義による売上
- ⑧ 紛失カード等利用による売上
- ⑨ その他不正による売上

第14条（商品等の瑕疵担保責任等）

1. 加盟店は、信用販売した商品等につき、その全部または一部の引渡・提供がないとき、または瑕疵、故障等が生じたとき、信用販売方法（勧誘、広告、商品等の引渡・提供方法、アフターサービス）、あるいは会員から自己のカード利用によるものではない旨の申出あったとき、その他の事由により顧客から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより顧客との間で紛議等が生じた場合には、加盟店の責任において、対処、解決するものとします。
2. 前項により、顧客が当社の支払請求を拒んだ場合、もしくは顧客が当社に対する支払いを滞った場合、当該代金の加盟店に対する支払いは以下のとおりとします。

- ① 当該代金が支払前の場合、当社は当該代金の支払いを留保するものとします。
 - ② 当該代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該代金相当額を返還するものとします。
 - ③ 当社が加盟店に通知した日から60日以内に紛議が解消した場合、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。
3. 加盟店は、第1項の紛議等の解決にあたり、当社の事前の承諾なく、当該顧客に対して商品等代金を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は加盟店の責任とします。

第15条（支払の取消・留保）

1. 信用販売が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、加盟店に対し当該代金の支払いを行わないものとします。また、これらの代金が支払済みの場合には、加盟店は当社の選択により直ちに当該代金相当額を返還するか、次回以降の加盟店への支払金から差し引くことにより返還するものとします。

- ① 加盟店が提出した売上票が正当なものでないとき、または記載内容に不実不備があるとき
 - ② 信用販売を行った日から2カ月を超えて当社に到着した売上票であるとき
 - ③ 原因となる信用販売に関し、第14条第1項の苦情・紛議等について当社が加盟店又は顧客から通知を受けた日から、また第22条の支払停止の抗弁については加盟店が通知を受けた日から2カ月を経過しても解決しないとき
 - ④ 顧客が商品等の売買契約又は役務提供契約を解除したにもかかわらず、第12条の手続を行わないとき
 - ⑤ 加盟店の事情により、顧客に対する商品等の引渡・提供が困難になったとき
 - ⑥ 第33条に定める調査・協力・報告をしないとき
 - ⑦ 提出された売上票に疑義があることを理由として第33条に定める調査が開始された場合において、調査開始日から1カ月が経過してもなお当該疑義が解消されないとき
 - ⑧ その他、信用販売が本契約のいずれかに違反して行われていることが判明したとき
2. 次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社は、第8条の定めにかかわらず、立替金の全部または一部の支払を留保することができるものとします。

- ① 当社が、加盟店から提出された売上票に疑義が有りと判断したとき
 - ② 加盟店が第25条各号に掲げる事由に該当したときまたは該当するおそれがあると当社が認めるとき
 - ③ 当社が、売上票に係る信用販売について、前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがあると認めるとき
3. 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、当社が留保金の全部または一部の支払を相当と認めた場合には、当社は加盟店に対し当該代金を支払うものとします。なお、この場合、当社は加盟店に対し遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとします。

第16条（相殺）

加盟店が本契約または当社との他の契約に基づく債務の一つでもその支払を遅滞または期限の利益を喪失した場合には、当社は、請求により他の一切の債務につき期限の利益を喪失させる

ことができ、当社は加盟店に対するこれら一切の債権と加盟店に対する当該代金債務とを、その支払期限のいかんにかかわらず、対当額をもって相殺することができるものとします。

第17条（商品等の受領書等）

加盟店は、当社が求めた場合、取扱う信用販売の種類に応じ、当該商品等の受領書及びその他当社が指定した書類を顧客及び連帯保証人より徴求し、当社宛提出するものとします。

第18条（債権譲渡の禁止）

加盟店は、本契約に基づく契約上の地位又は本契約に基づき当社に対して有すべき債権・債務を当社の書面による承諾なしに第三者に譲渡・質入れ等の処分を行わないものとします。

第19条（変更事項の届出）

1. 加盟店は、当社に届出た商号、所在地、代表者、電話番号、取扱店舗、業種、取扱商品等、指定金融機関口座その他加盟店申込書の記載事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により届出、当社の承認を得るものとします。

2. 前項の届出がなかったことにより、当社からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。また、この場合において、当社からの通知、送付書類及び振込金等の受領に関し加盟店と第三者との間で紛議が生じた場合、加盟店は自らの責任において解決にあたるものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

3. また、当社の責によらずに前項の延着、不到着の事態が生じた場合も前項と同様とします。

第20条（通知義務）

1. 加盟店は、当社に対してその取扱う商品等の内容を加盟店申込みの際に申告して信用販売の取扱の承認を得るものとし、承認のない商品等を信用販売の対象とすることはできないものとします。

2. 前項の場合、取扱う商品等に付帯して顧客に約束した内容・サービス・販売の際の条件等（以下「付帯役務」という。）については、その内容・種類等を当社に申告すると同時に、顧客に交付する申込書・契約書の付帯役務欄（記入できないときは、別紙記載として、別紙の申込書控及び契約書に添付すること）に正確に記載しなければならないものとします。

3. 加盟店は、第1項記載の商品等の当社に対する申告に当たっては、その販売方法・勧誘方法・形態を正確に申告するものとします。特に法律に規制がある場合、登録や免許が必要な場合については、その旨の申告を必要とします。

第21条（禁止行為等）

1. 加盟店は、次の行為又はこれに類する一切の行為を行わないものとします。

- ① 顧客への広告または当該取引を勧誘するに際し、割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等に規定される禁止行為を行うこと
- ② 加盟契約に際し、取扱商品・役務及び付帯役務、または勧誘方法・販売形態に関し、虚偽の申告を行うこと

2. 前項の行為があったと認められる場合は、係る信用販売に関しては、第12条に基づくキャンセル処理を行います。

第22条（支払停止の抗弁）

1. 顧客が支払停止の抗弁を主張したときは、当社は加盟店にその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項の場合、当該代金の加盟店に対する支払いは第14条第2項を準用します。
3. 第1項の抗弁事由の解消に際しては、第14条第3項を準用します。

第23条（当該取引の取消申出の措置等）

加盟店は、顧客より加盟店に対し割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法等に基づき当該取引の取消の申出があった場合には、直ちに当社へ通知するものとし、加盟店は以下の処理を行うものとします。

- ① 直ちに取消申出の事実関係を調査し、申出が相当な場合、または申出を受けた日から60日以内に事実関係を確定できない場合は第12条に基づきキャンセル処理を行います。
- ② 取消申出の事実関係に関し争いが生じたときは、加盟店の責任において解決するものとし、顧客が争いに関して信用販売代金の支払停止の抗弁を主張してきた場合には、抗弁申出から60日以内に抗弁事由を解消させるものとします。なお、上記期間内に抗弁事由が解消しない場合には、第12条に基づくキャンセル処理を行います。

第24条（本契約に定めのない事項、契約の改定）

1. 加盟店は、本契約に定めのない事項については当社が別に定める取扱規則等に従うものとします。
2. 当社は、当社が金融情勢及び社会情勢の変動や加盟店の信用状態の変動等により必要があると認めた場合、第9条・第10条の各手数料を、当社が合理的と判断した範囲において変更できるものとします。
3. 本契約の変更について、当社が変更内容を通知又は公告した後において加盟店が顧客に対し信用販売を行った場合には、新契約を承認したものとします。

第25条（加盟店契約の解除と損害の負担）

加盟店が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当社は加盟店に対し、通知、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合当社に損害が生じた場合は本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。

- ① 加盟店申込書の記載事項または第19条第1項の届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- ② 本制度を悪用していると当社が判断したとき
- ③ 営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
- ④ 加盟店または加盟店代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、もしくは支払停止または支払不能となったとき
- ⑤ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは、その命令または滞納処分を受けたとき

- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算手続開始の申立てがあったときまたは私的整理、合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき
- ⑦ 加盟店またはその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき
- ⑧ 監督官庁から営業の停止または取消の処分を受けたとき
- ⑨ 加盟店またはその代表者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき
- ⑩ 第12条に反し、当社に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき
- ⑪ 第18条に反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき
- ⑫ 顧客からの苦情、当社が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき
- ⑬ 当社に届出た店舗が所在地に実在しないとき、または当社に届出た電話番号にて当社からの連絡ができないとき
- ⑭ 加盟店が取扱った信用販売に係る売上が、顧客の換金目的による利用の割合が高いと当社が判断したとき。または顧客の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているときと当社が判断したとき
- ⑮ 加盟店が取扱った信用販売について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、またはカード名義人以外の第三者によるカードもしくはカード番号等の不正使用によるものの割合が高いと当社が認めたとき
- ⑯ 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたと当社が判断したとき
- ⑰ 加盟店またはその代表者が、当社との他の契約において、当該契約に基づく当社に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき
- ⑱ 当社との本契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき
- ⑲ その他加盟店が本契約に違反したとき

第26条（契約の期間）

1. 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とします。但し、加盟店または当社が期間満了1カ月前までに書面をもって本契約を更新しない旨の通知をしないときは更に1年間自動更新され、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店または当社は、相手方に対し書面による3カ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとします。

第27条（損害賠償責任）

加盟店が本契約に違反し、その結果、顧客、当社、その他の第三者に損害が生じたときは、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。

第28条（遅延損害金）

加盟店が、当社に支払うべき債務の支払いを遅滞したときは、支払うべき日の翌日から支払日

に至るまで、年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第29条（秘密情報およびカード番号等の管理責任）

1. 加盟店は、信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取扱ってはならないものとします。また、加盟店はカード番号等については、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとします。ただし、本条第3項を遵守した場合は除きます。
2. 加盟店は、本契約に基づく信用販売を行ううえで知り得た秘密情報を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当社の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはならないものとします。また、加盟店は、秘密情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、当該利用目的に従った利用が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとします。
3. 加盟店は、自らの責任において、秘密情報およびカード番号等を漏えい、滅失もしくは毀損し、または第三者閲覧、改ざんもしくは破壊されることがないように必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとします。また当社は加盟店に対して第7条第2項第①号に定めた基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当該基準を遵守するものとします。
4. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、および第7条第2項第②号に定める措置をとるものとします。
5. 加盟店は、秘密情報またはカード番号等が漏えい、滅失もしくは毀損する事故が生じた場合、または当該事故が生じた可能性がある場合、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を当社に報告するものとします。
6. 当社は、加盟店に前項の事故が生じたまたはその可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して当該事故の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。
7. 加盟店は、第5項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに当社に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものとし、また、漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表するものとし、または影響をうける会員に対してその旨を通知するために必要な措置をとるものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は選定された会社等による調査を行うものとします。また、加盟店は、策定した被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害防止策および再発防止策の内容を遅滞なく当社に書面にて通知するものとします。当社が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合は、加盟店はその内容を遵守するものとします。
8. 第5項の事故が生じた場合であって、当社が必要と認めるにもかかわらず、加盟店が遅延なく前項に定める事故事実等の公表や、会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）を取らぬ場合には、当社は加盟店の同意を得ることなく、自らの事実を公表し、または会員に対する通知のために必要な措置（影響を受けた会員の特定のための情報提供等）をとることができるものとします。
9. 加盟店の責に帰すべき事由により、第5項の自己が生じ、その結果、会員、当社、その他

の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとします。

- ① カードの再発行に関わる費用
- ② 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用
- ③ カードまたはカード番号等の不正使用による損害額

10. 本条の規程は、本契約の終了後においても効力を有するものとします。

第30条（カード番号等の不正使用への対応責任）

1. 加盟店は、カードまたはカード番号等の不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。また、当社は加盟店に対して、第7条第2項第③号に定める基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は当該基準を遵守するものとします。

2. 加盟店は、本条の内容を遵守するために社内規定の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置、および第7条第2項第④号に定める措置をとるものとします。

3. 加盟店は、カードもしくはカード番号等の不正使用が発生した場合、またはカードもしくはカード番号等の不正使用が発生した可能性がある場合、加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を当社に報告するものとします。

4. 当社は、加盟店に前項のカードもしくはカード番号等の不正使用が発生し、または、その可能性があると判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して、カードまたはカード番号等の不正使用発生の実態の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。

5. 加盟店は、第3項のカードまたはカード番号等の不正使用が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに当社に報告するとともに被害拡大の防止策および有効かつ十分な再発防止策を講じるものものとします。なお、加盟店はその調査を自らの負担にて行うものとし、当社は必要と認める場合には、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は、選定された会社等に調査を行うものとします。また、加盟店は、策定された被害拡大の防止策および再発防止策を直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策および再発防止策の内容を遅滞なく当社に通知するものとします。当社が別途被害拡大の防止策および再発防止策を策定し、加盟店に実施を求めた場合には、加盟店はその内容を遵守するものとします。

第31条（業務の委託）

1. 加盟店は当社の承諾なく、本契約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者に委託（数次委託を含む）することはできないものとします。

2. 委託先の選定については、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本契約における加盟店と同様の機密保持義務及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。

但し、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本契約の加盟店の義務及び責任は一切免除又は軽減されないものとします。

3. 委託先は加盟店の業務代行者であり、委託先の行為及び故意・過失は、加盟店の行為及び故意・過失とみなすものとします。

4. 本条の定めは本契約の終了後も有効とします。

第32条（委託の場合のカード番号等の管理）

1. 加盟店は、委託先が本規約に定めるすべての義務及び責任を遵守するよう、指導する責任を負うものとします。なお、委託先において第29条第5項の事故が発生した場合、当社は加盟店を通じて委託先に再発防止策を指導できるものとします。また加盟店は委託先に関し、責任を負うものとします。

2. 加盟店は、当社の承諾を得たうえで、カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合には、加盟店は、以下の各号に従うものとします。

- ① カード番号等の取扱いの委託先が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取扱うことができる能力をゆうするものであることを確認すること。
- ② 委託先に対して、第29条第1項から第7項、第9項および第10項に定める義務、第30条に定める義務、並びに第32条第1項および第2項後段に定める義務と同等の義務を当社に対し負担させること。
- ③ 委託先におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的または必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導をおよび監督を行うこと。
- ④ 委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約に定めること。

委託先がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約に定めること。

第33条（調査・報告・協力）

1. 加盟店は、当社が加盟店に対して加盟店の事業内容・決算内容・会員のカードの利用状況、信用販売の内容・方法・売上票・売上請求の内容、第7条第2項に規定される当社が定める基準への遵守状況等、当社が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出ならびに是正改善計画の策定および実施を求めた場合は、速やかに応じる。

2. 加盟店は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによる信用販売、カードもしくはカード番号等の不正使用またはこれに起因する信用販売に係る被害が発生し、当社が加盟店に対し所轄の警察署へ当該信用販売に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとします。また、カードもしくはカード番号等の不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとします。

第34条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- ② 暴力団員（暴力団の構成員）
- ③ 暴力団準構成員（暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器

等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)

- ④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用して暴力団の維持若しくは運営に協力している企業)
- ⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
- ⑦ 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- ⑧ 前各号に掲げる者（以下、「暴力団員等」という）の資金獲得活動に乗じまたは暴力団の威力、情報力、資金力等を利用する事によって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有する者)
- ⑨ その他上記①号から⑧号に準じるもの

2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 加盟店が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は加盟店に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。

4. 当社は、加盟店が本条第1項若しくは第2項の規定に違反している疑いがある場合には、本契約の締結を拒否し、または、本契約に基づく信用販売取引を一時的に停止することができるものとします。信用販売取引を一時停止した場合には、加盟店は当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売取引を行うことができないものとします。

5. 加盟店が本条第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確認に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであつて、当社との信用販売取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当社の通知または請求により期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

6.前項の規定により当社に損失、損害または費用（以下「損害金」という）が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の摘要により、加盟店に損害等が生じた場合にも、加盟店は、当該損害金等について当社に請求をしないものとします。

第35条（準拠法）

本規約に関する準拠法は全て日本国法とします。

第36条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店及びその代表者並びに加盟申込をした個人・法人・団体及びその代表者（以下これらを総称して「加盟店」という。）は、当社が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という。）、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、当社の業務、当社事業に係る商品開発もしくは市場調査のために、加盟店に係る次の情報（以下これらの情報を総称して「加盟店情報」という。）を、保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用し、かつ当社間で共同利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理由から他の加盟店に係る加盟申込時の審査並びに加盟後の管理及び取引継続に係る審査のために加盟店情報を利用することに同意します。

- ① 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込み時及び変更届出時に届出た情報
- ② 加盟申込日、加盟店審査、加盟店契約日、加盟店契約終了日及び加盟店と当社との取引に関する情報
- ③ 加盟店の信用販売の取扱状況（他社カードを含む）に関する情報及び取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実）
- ④ 当社が取得した加盟店のカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- ⑤ 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- ⑥ 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書に記載事項に関する情報
- ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- ⑧ 差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報
- ⑨ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）及び加盟店情報機関の加盟会員が調査収集した情報
- ⑩ 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
- ⑪ 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項
- ⑫ 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
- ⑬ 会員から当社に申し出のあった内容及び当該内容について、当社が会員、及びその他の関係者から調査収集した情報
- ⑭ 加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
- ⑮ 加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記⑨乃至⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報
- ⑯ 上記の他、会員の保護に欠ける行為およびカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。

第2条 （加盟店情報機関への登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は当社が加盟する加盟店情報機関に関して、次の各号について同意します。

当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のために加盟店情報機関に照会し、加盟店に係る下表一IIの「登録される情報」欄記載の情報が登録されている場合はこれを利用すること。

加盟店情報（下表一IIの「登録される情報」欄記載の情報）が、加盟店情報機関に登録され、加盟店審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査のため当社及び当該加盟店情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

加盟店情報機関に登録されている加盟店情報が、加盟審査、加盟後の加盟店管理及び取引継続に係る審査、加盟店情報の正確性及び最新性維持等及び消費者保護その他公益のために、加盟店情報機関及び当該機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 当社の加盟する加盟店情報機関の名称、所在地、電話番号等は下表一I.のとおりです。また、加盟店情報機関の概要、加盟会員、共同利用する者の範囲、共同利用の管理責任者等については、加盟店情報機関のホームページにて確認するものとします。

〈表一I. 加盟店情報機関〉

加盟機関名（管理責任者）	所在地	電話番号・ホームページ (URL)
社団法人 日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-4-1 住友生命日本橋小網町ビル6階	03-5643-0011 http://www.j-credit.or.jp/

〈表一II. 加盟店情報機関に登録される情報〉

加盟機関名	登録される情報
社団法人 日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	賦販売法第35条の3の5（同施行規則第75条、第76条）及び割賦販売法35条の3の20（同施行規則第94条）における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
	割賦販売法第30条の5の2（同施行規則第60条）における包括信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
	個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
	会員会社と加盟店との加盟店契約の申込を受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、会員会社・顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実
	顧客（契約済みのものに限らない）から会員会社に申し出のあった内容及び当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報
	行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、加盟店情報交換センター（以下「センター」という）及びセンターの会員会社が調査収集した情報

	センターが興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
	前号各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
	加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、センターに前記各号に係る情報が登録されている場合は当該情報
	利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店の代表者は、当社及び加盟店情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求の窓口は次のとおりとします。

① 当社への開示請求：右記あてご連絡ください。03-5468-6052

② 加盟店情報機関への開示請求：第2条表-I記載の加盟店情報機関へご連絡ください。

2. 万一、当社が保有する加盟店情報または当社が加盟店情報機関に登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第4条（本同意条項に不同意の場合）

加盟店は、加盟申込みにあたり、加盟店申込書に加盟店が記載すべき事項の記載もしくは必要な書類の提出を希望しない場合、または本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、当社が加盟申込みの受付を断る場合があることに同意します。

第5条（契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 加盟店は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由のいかんを問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用すること及び加盟店情報機関に一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意します。

2. 加盟店は当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

第6条（条項の変更）

1. 本同意条項は本加盟店契約の一部を構成します。

2. 本同意条項は加盟店に対する通知または当社が適当と認める方法で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。

本契約の締結の証として本書式通を作成し、相互に記名捺印のうえ、各々宅通を保有するものとする。

年 月 日

東京都渋谷区渋谷 1-8-7

第 27SYビル 7-B

株式会社アイ・サポート

代表取締役 菊地 景子